

答 申

第 1 審査会の結論

福島県知事（以下「実施機関」という。）が、平成 20 年 10 月 23 日付け 20 人第 1429 号で行った公文書一部開示決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は平成 20 年 10 月 8 日付けで、福島県情報公開条例（平成 12 年福島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、実施機関に対し「請求者が平成 20 年 8 月 6 日付けで福島県知事に提出した財団法人福島県職員共助会（以下「共助会」という。）に係る請願書による請願について、福島県知事が請願法第 5 条の規定に基づき“これを受理し誠実に処理し”たことを直接又は間接に推認することができる文書」の開示を求めて公文書の開示請求を行った。
- 2 これに対して実施機関は、平成 20 年 10 月 23 日付けで次のとおり公文書一部開示決定及び公文書不開示決定を行い、異議申立人に通知した。
 - (1) 請求内容のうち“これを受理し”たことを直接又は間接に推認することができる文書」に対応する公文書として、「平成 20 年 8 月 6 日付け請願書」（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、一部開示決定を行った。（以下「本件処分」という。）
 - ア 開示しない部分 個人の住所、氏名
 - イ 開示しない理由 条例第 7 条第 2 号に該当
個人に関する情報であって、当該情報の内容により特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
 - (2) 請求内容のうち“誠実に処理し”たことを直接又は間接に推認することができる文書」について、作成していないとの理由から、不開示決定を行った。
- 3 異議申立人は、実施機関の行った処分のうち(1)の処分を不服とし、平成 20 年 11 月 10 日付けで行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対して異議申立書を提出した。

第 3 異議申立人の主張

- 1 異議申立ての趣旨
異議申立ての趣旨は、本件処分を取消し、請求内容に応じた正しい公文書の開示を求めるといものである。
- 2 異議申立ての理由
異議申立ての理由は異議申立書及び意見書の内容を要約すると概ね次のとおりである。
 - (1) “受理”に係る文書として一部開示された公文書は収受印が押印された請願書で

あり、次の理由から請願書を受理したことを直接又は間接に推認することができる文書とは言えない。

ア 福島県文書等管理規則によれば、收受印の押印は文書等の配布を受けた者が行う一般的な手続であり、法令で受理を義務付けている場合の受理の手続に当たるものとはいえない。

イ 福島県の事務決裁規定によれば「請願及び陳情の処理」は部長の専決事項であることから、所管部長が判断しなければ請願書を受理できないはずである。收受印の押印はその判断を示すものとは言えない。

- (2) 異議申立てから諮問まで半年以上経過しており、通常のケースと比較して異常に長いようである。しかも、異議申立人が公文書開示等の運用状況について質問をしたことが諮問の契機となっているように見受けられ、当該質問をしなければ依然として“店ざらし”になっていたのではないかと危惧するところである。
- (3) 今回の公文書開示請求は、福島県職員が共助会なる組織を通して、違法にお手盛りで自らの利益を図っているのではないかという疑いに基づいて行ったものである。行政の透明性確保のために創設された文書公開制度が、行政庁職員の不都合な事実を隠蔽するために恣意的に運用されているとすれば、由々しき事態である。常識的に考えて不自然と思われる異議申立てから諮問に至る経緯について審査会で徹底調査されるよう意見を申し上げる。

第4 実施機関の説明

実施機関が異議申立てに対して主張する内容は、一部開示決定理由説明書及び口頭による説明を総合すると次のとおりである。

1 請願書の受理について

平成20年8月6日付けで提出のあった請願書については、同年8月7日に職員厚生課（現福利厚生室）において受領した。請願書の記載に不備がなく請願法に適合していたことから、課長の判断で受理し、收受印を押印した。

異議申立人は、「請願及び陳情の処理」は部長の専決事項であり、所管部長が判断しなければ請願書を受理できない旨主張するが、請願書の「受理」については事務決裁規程上明記されておらず、形式要件を満たしていれば課長の判断で受理してよいものと判断した。

2 本件対象公文書の特定について

当該請願書の受理については、收受印を押した請願書を対象公文書として特定した。当該請願書には形式上の不備がなかったため、補正を求めることもなく、また不受理の通知もしていない。その他受理に関して文書は作成していないため、受理した請願書を特定したものである。

異議申立人は本件対象公文書が請願書を受理したことを直接又は間接に推認することができる文書とは言えないと主張するが、担当課が受理したことは間接的に推認できると考える。

3 特定個人が提出した請願書の存否について

特定個人が請願書を提出した事実や、請願の内容については、本来個人情報であっ

て開示すべきではないが、本件の場合には請願者（異議申立人と同一人）が自身のブログに請願書を提出したことやその内容を掲載していたため、存否応答拒否ではなく、文書の存在を明らかにしたうえで開示したものである。ただし請願者はブログで自身の住所、氏名を明らかにしてはいないため、請願者の住所、氏名、印影を条例第7条第2号該当として不開示とした。

4 異議申立てから諮問までの経緯について

本件異議申立書は平成20年11月11日に受領していたが、担当の業務が重なり、失念してしまった。その後平成21年3月11日付けで同一人から請願書の提出があり、対応を検討する中で本件異議申立てがあったことが分かった。平成21年3月11日付け請願書についても、年度をまたいで同一人から公文書開示請求、その決定についての異議申立書が提出されており、本件異議申立てと併せて今回諮問に至ったものである。今回諮問が遅延したことについては、組織的な対応として不適切であった。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、請求者が平成20年8月6日付けで提出した請願書による請願について、福島県知事が請願法第5条の規定に基づき“これを受理し”たことを直接又は間接に推認することができる文書である。実施機関が特定した公文書は、請求者が提出した平成20年8月6日付け請願書である。実施機関ではこれを平成20年8月7日に受領し、課長の判断で受理し、收受印を押印している。異議申立人は本件対象公文書の特定を不服としているため、当審査会では特定の適否について判断する。

2 公文書特定の妥当性について

(1) 異議申立人は、所管部長の判断がなければ請願書を受理できない、また、收受印の押印は受理の手續にあたるものとはいえない旨主張する。これに対して実施機関は、請願の処理については部長の決裁が必要だが、受理については課長の判断でも可能であり、收受印が押印された請願書は間接的に受理したことを推認できると主張する。

(2) 当審査会で聴取した実施機関からの口頭説明によれば、本件対象公文書である請願書については形式審査をして受理をし、総務部長に内容を説明したものである。受理を証明する文書の作成については、請願法において特に定めはなく、福島県文書等管理規則においても作成を義務付けているわけではない。異議申立人の求める公文書としては、他に請願書を回覧したことがわかる文書等が考えられるが、実施機関では他に公文書を作成、保有しておらず、存在を推認させるような事情もなかった。

なお実施機関によれば、その後、請願書の受理について部長まで了知していることを文書として残すこととし、現在は、請願書の提出があった場合、部長まで回覧した発議書を作成するようにしているとのことである。

(3) また、当審査会で本件対象公文書の保管状況や他に請求内容に係る公文書がない

かどうか調査を行った。本件対象公文書は、共助会に係る公文書開示請求書等とともに簿冊に綴られており、その簿冊を事務局職員で見分したが、当該請願に関して、收受した請願書以外の公文書は確認できなかった。さらに、当該請願に関して他に作成した文書がないかどうか再度実施機関に聞き取りをし、作成していないことを確認した。

よって請願書を受取したことを直接又は間接に推認することができる文書という請求内容から公文書を特定するにあたって、実施機関の保有する公文書が收受した請願書以外に存在しないことが認められた。

- (4) 異議申立人は、收受印の押印は文書を受け取った際の一般的な手続にすぎず、福島県事務決裁規程によれば請願書は部長の判断がなければ受理できないと主張するが、実施機関においては請願書の形式審査をしたうえで正式な請願書として受け取っており、收受印を押印した請願書が保存されていることによって間接的には受理を推認できるといえる。事務処理の状況から見ても他に作成した公文書は存在せず、実施機関において本件対象公文書を特定したことについて特段の不合理性は認められない。

3 特定個人が提出した請願書の存否について

実施機関によると、特定個人が請願書を提出した事実や、請願の内容については、本来個人情報であって開示すべきではないが、本件の場合には請願者が自身のブログに提出した請願書の内容を掲載していたため、文書の存在を明らかにしたうえで一部開示したということである。しかし請願者のブログは匿名で開設されているものであり、一般に当該ブログが請願者本人のものであると識別することは困難である。ブログへの掲載により請願書の内容が明らかになっていたとしても、請願者が当該請願書を提出した事実が公にされたとは言えない。本件のように個人を特定した請求により請願書の存在を明らかにすれば、特定個人が請願書を提出したという事実の有無を明らかにすると認められる。

条例第7条第2号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものについては、同号ただし書に該当する情報を除き、不開示情報として規定している。

特定個人が請願書を提出したという事実の有無については、個人に関する情報であって、当該個人を識別することができるものと認められる。また、当該情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、条例第7条第2号ただし書アに該当せず、同号の不開示情報に該当すると認められる。よって請願書の存否を答えるだけで、同号の不開示情報を開示することとなるため、条例第10条の規定により、請願書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

条例で定めた開示請求制度は、請求者のいかなる問わず、開示するかどうかの判断を行うものである。請求の趣旨が本人による自己情報の開示を求めるものであれば、個人情報の保護に関する制度の中で解決すべきであり、その方法は福島県個人情報保護条例による自己情報開示請求による。情報公開条例に基づく開示請求制度が、何人

にも、請求の目的のいかんを問わず公文書の開示請求を認める制度である以上、本人の情報についての開示請求であっても条例第7条第2号に該当すれば不開示とするものである。

したがって、例えば実施機関がブログを請願者本人のものと識別できたとしても、本件処分は一部開示決定ではなく、存否を明らかにせずに不開示決定をすべきであった。しかし本件の場合はずで一部開示決定により公文書の存在を明らかにしており、存否応答拒否による不開示決定をする意味がないため、当審査会では、異議申立人の申立てどおり本件対象公文書の特定の適否について判断するものである。

4 以上から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、実施機関は、本件対象公文書を受理した際に、部長に口頭説明をしたものの、回覧や発議等の文書における処理を行っていない。情報公開制度の適正な運用のためにも、事案に適した公文書の作成・管理に努めるよう求めるものである。

また、実施機関は平成20年11月10日付けでなされた異議申立てに対して平成21年6月3日付けで諮問しており、諮問が遅延している。今後は条例の適切な運用に努め、不服申立てがあったときは条例第19条に基づき速やかに対応するよう付言する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成21年 6月 4日	・ 諮問書受付
平成21年 6月 5日	・ 実施機関に一部開示決定理由説明書の提出を要求
平成21年 6月24日	・ 異議申立人から意見書の提出
平成21年 7月 2日	・ 実施機関から一部開示決定理由説明書の提出
平成21年 7月 3日	・ 異議申立人に一部開示決定理由説明書を送付 ・ 異議申立人に一部開示決定理由説明書に対する意見書の提出を要求 ・ 実施機関へ異議申立人からの意見書を送付
平成21年 7月 7日	・ 異議申立人から一部開示決定理由説明書に対する意見書の提出
平成21年 7月15日	・ 実施機関へ異議申立人からの一部開示決定理由説明書に対する意見書を送付
平成21年 7月22日 (第166回審査会)	・ 異議申立ての経過説明
平成21年 8月19日 (第167回審査会)	・ 実施機関から一部開示決定理由について聴取 ・ 審議
平成21年 9月15日 (第168回審査会)	・ 審議
平成21年10月21日 (第169回審査会)	・ 審議
平成21年11月17日 (第170回審査会)	・ 審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏名	現職等	備考
金井 光生	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
佐々木廣充	弁護士	会長職務代理者
丹野 豊子	行政書士	
富田 哲	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会長
濱田千恵子	NPO法人理事	